

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月24日

米沢市長 中 川 勝



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
三沢地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人	2経営体
個人	15経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 当該区域における農業の将来の在り方

- 飼料作物の導入により耕畜連携を推進し、園芸作物の拡大により産地化をはかる
- 新しい作物の導入により6次産業化をはかる
- 新しい作物の導入により高付加価値化をはかる
- 後継者育成を支援する
- 土地利用型農業については、規模拡大意向がある地域の中心となる経営体に、農地が円滑に集積されるよう努める

5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

- 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける